

# 東京学芸大学教職大学院同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本会は東京学芸大学教職大学院同窓会と称する。

(所在地)

### 第2条

本会の所在地を東京学芸大学教職大学院内に置く。

住所 東京都小金井市貫井北町4-1-1

(目的)

### 第3条

本会は会員相互の親睦を図り、併せて東京学芸大学教職大学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第4条

本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 東京学芸大学教職大学院及び在学生に対する後援
- (3) 同窓生への支援
- (4) 講演会及び講習会等の開催
- (5) 会報の発行
- (6) 会員の情報の適切な管理・保管
- (7) その他本会目的達成のための必要事業

## 第2章 会員

(会員)

### 第5条

会員は以下の者とする。

- (1) 東京学芸大学教職大学院修了生及び本院で1年以上修学した者で入会の届出をした者
- (2) 東京学芸大学教職大学院に在職した教職員及び在職中の教職員で入会の届出をした者
- (3) その他、同窓会総会で承認を受け入会の届出をした者

(資格の喪失)

### 第6条

本会の会員は次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

- (1) 死亡・失踪宣告
- (2) 本会則に著しく違反した者、本会の名誉に傷をつけた者で、総会において除名を決議された者

## 第3章 役員

(役員)

### 第7条

本会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名(※会長、副会長、幹事会会長、幹事会副会長、教職大学院副院長、学修支援部会長等)
- (4) 監事2名
- (5) 幹事長1名
- (6) 副幹事長7名(各期1名)

(7) 幹事若干名

(8) 会計2名

(9) 執行部として庶務部、広報部、研修部を各若干名

(役員を選出)

### 第8条

前条に定める役員は次に掲げる方法により選出する。

- (1) 名誉会長には東京学芸大学教職大学院長を推戴する。
- (2) 会長、副会長、理事、監事は、総会において、会員の中から選出する。
- (3) 会長、副会長は在任中理事となる。
- (4) 幹事長、副幹事長は、幹事の中から、幹事により選出する。

(役員職務)

### 第9条

役員職務は次に掲げるところによる。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、総会の決議に基づき会務を執行する。理事のうち2名は会計を担当する。
- (4) 監事は本会の資産状況及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- (5) 幹事長は、幹事会を代表する。
- (6) 副幹事長は、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 幹事会は、幹事長の要請がある時に開会する。
- (8) 幹事会は総会の趣旨にそい、総会に準ずる議決をする。

(役員任期)

### 第10条

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2.役員は任期満了の後でも後任の役員が選出されるまでなおその職務を行なう。

3.補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

### 第11条

役員のうち法令の規定及び本会則に違反した場合には、その期間中といえども幹事会の決議により、総会の承認を得てこれを解任することができる。

## 第4章 機関

(機関)

### 第12条

本会には次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会

(総会)

### 第13条

総会は、本会の最高決定機関であつて、会員をもって構成する。

2.総会は毎年1回会長がこれを招集する。総会の議決は出席会員の過半数をもって行なう。可否同数の場合は議長決定に従うものとする。

3.総会はその都度議長を選任し、議長は書記を任命する。

4.書記は会議終了後、議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

5.次の各号の1つに該当するときは、1カ月以内に臨時総会を開かなければならない。

- (1) 正会員の3分の1以上が要求したとき。

(2) 幹事会が必要と認めたとき。

6.次の事項は総会において決定されなければならない。

- (1) 事業報告及び活動方針
- (2) 決算の承認と予算案の議決
- (3) 役員の選出
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項

(理事会)

第 14 条

理事会は別表理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 本会の諸会合に関する事項
- (2) 予算・決算その他一切の会計に関する事項
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

2.理事会は会長が随時これを招集する。

3 理事会決議事項の軽微な事案については、会長が、副会長、幹事長等の意見を聴取して決定する。

第 5 章 会計

(経費)

第 15 条

本会の経費は次に掲げる金品をもってまかなう。

- (1) 会費
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) 賛助金
- (4) その他の収入

(会費)

第 16 条

会員は入会に際し会費を納入しなければならない。会費は 1 0 0 0 円とする。

2.会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

3.会費を納入していない会員は、会員としての権利を行使できない。

(特別徴収)

第 17 条

本会の目的を達成するために、総会の承認を得て特別に会費を徴収することができる。

(寄付金及び補助金)

第 18 条

寄付金及び補助金の収受は理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(予算)

第 20 条

予算は理事会の議を経て会長がこれを編成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第 21 条

決算は会長がこれを行い、監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

(書類の保管)

第 22 条

資産のうち預金通帳、有価証券及び重要書類は大学院に保管を委託することができる。

## 第 6 章 会則の改正

(会則の改正)

第 23 条

本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認を得て改正することができる。

## 第 7 章 補則

(事務局)

第 24 条

本会の事務執行のため事務局を設けることができる。

(届出の義務)

第 25 条

本会の会員は氏名、住所及び職業等を変更したときには遅滞なく会長に届け出なければならない。

(報告)

第 26 条

本会に関する諸般の事項は会報その他適当な方法により会員に報告する。

## 附 則

改正会則は平成 28 年 2 月 21 日の総会后より施行する。

問い合わせ先

東京学芸大学教職大学院同窓会事務局（教職大学学修支援部会）

〒1 8 4 - 8 5 0 1 東京都小金井市貫井北町 4 - 1 - 1

電話 0 4 2 - 3 2 9 - 7 8 8 1

FAX 0 4 2 - 3 2 9 - 7 8 8 1

E-mail nagata@u-gakugei.ac.jp

## 【参考】

組織	構成員等	構成する者等
総会	全会員 (会員、役員)	・本院修了生及び本院で 1 年以上修学した者 ・東京学芸大学教職大学院に在職した教職員及び在職中の教職員等
理事会	会長 副会長② 教職大学院副院長 学修支援部会長 幹事長 副幹事長②	・総会で選出された者 ・総会で選出された者 ・教職大学院専攻代表 ・教職大学院学修支援部会長 ・幹事会で選出された者 ・各期代表幹事から選出された者
監事	監事②	・会員の中から選出された者
幹事会	幹事 各期代表幹事⑦	・各期複数名 ・理事会での議決権を持つ
事務局	学修支援部会 学生委員（若干名）	・学修支援部会長、同窓会担当教員 ・公募による学生委員